

健全化判断比率等の公表

◆ 健全化判断比率及び資金不足比率の公表について

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づいて、健全化判断比率及び資金不足比率を公表します。

◆ 公表内容

この法律により公表するのは、市財政の健全化判断比率である「実質赤字比率」、「連結実質赤字比率」、「実質公債費比率」、「将来負担比率」の4指標と、公営企業会計における「資金不足比率」です。

◆ 令和5年度決算における算定結果

令和5年度決算に基づき算定された本市の比率は次のとおりです。すべての比率が早期健全化基準や経営健全化基準を下回っております。

健全化判断比率

(単位：％)

比率名	菰崎市の比率	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	13.47	20.00
連結実質赤字比率	—	18.47	30.00
実質公債費比率	10.5	25.0	35.0
将来負担比率	56.9	350.0	

資金不足比率

(単位：％)

特別会計の名称	資金不足比率	経営健全化基準
病院事業会計	—	20.0
水道事業会計	—	20.0
簡易水道事業会計	—	20.0
下水道事業会計	—	20.0

※ 実質赤字比率、連結実質赤字比率及び資金不足比率は、赤字額（資金不足額）がないため、比率が算定されません。